



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
（同）…

告示（教）

- 東京都立中央図書館の休館……………四

公告

- 開発行為に関する工事完了……………四
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………五
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

正誤

- 令和四年五月十九日付東京都告示第七百五十三号……………五

告示

●東京都告示第千四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、

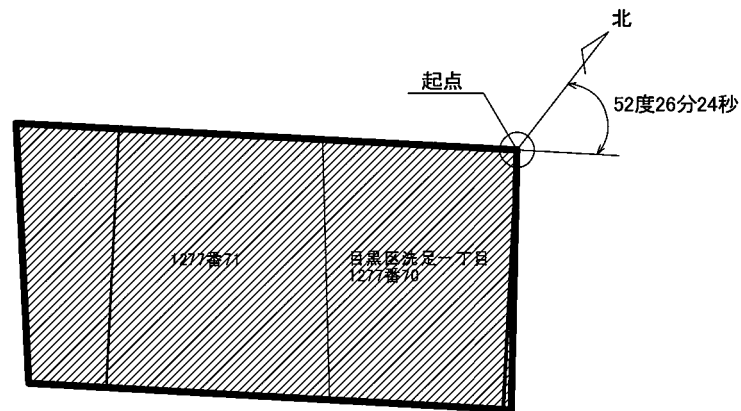
当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（目黒区洗足一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【凡 例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、目黒区洗足一丁目1277番70の最北端とする。

【格子の回転角度：52度26分24秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十一日

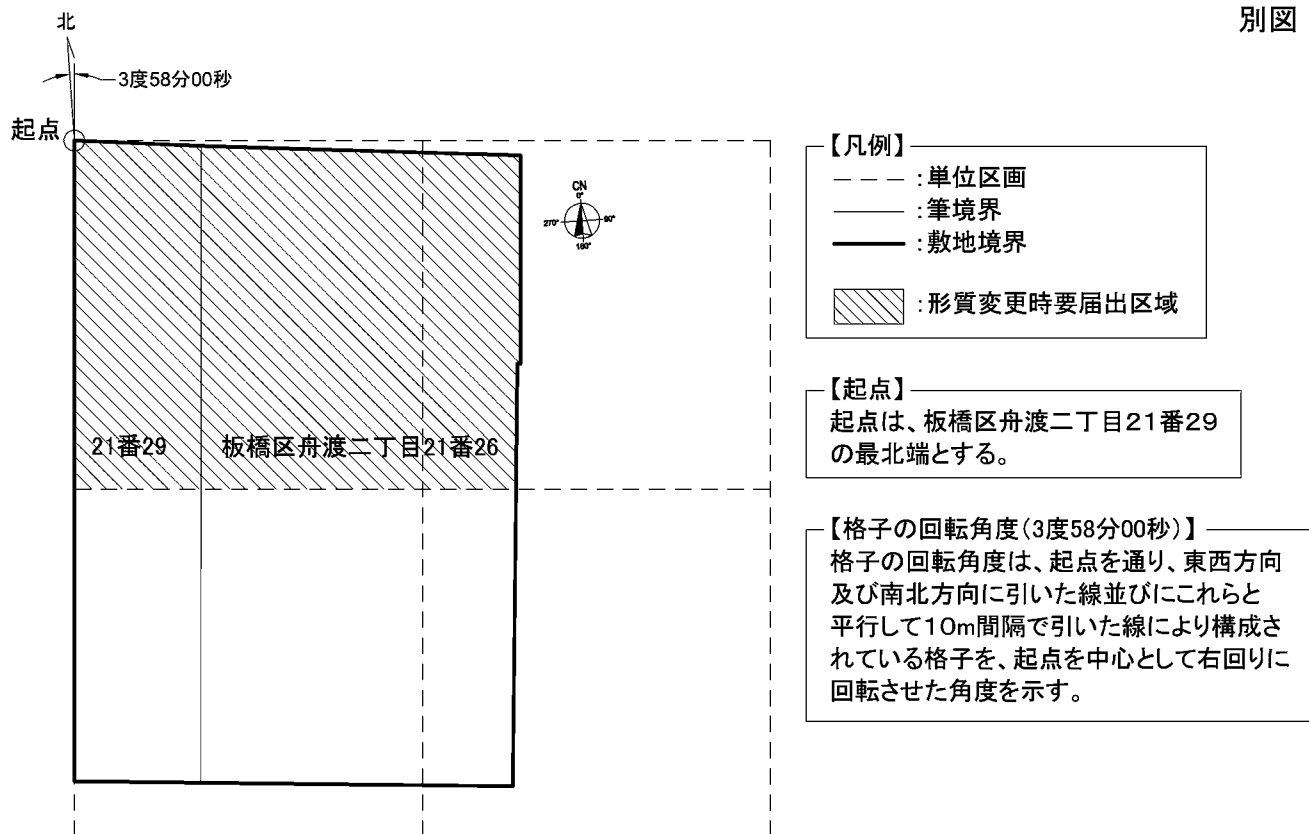
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区舟渡二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百八十六号及び令和元年東京都告示第百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十一日

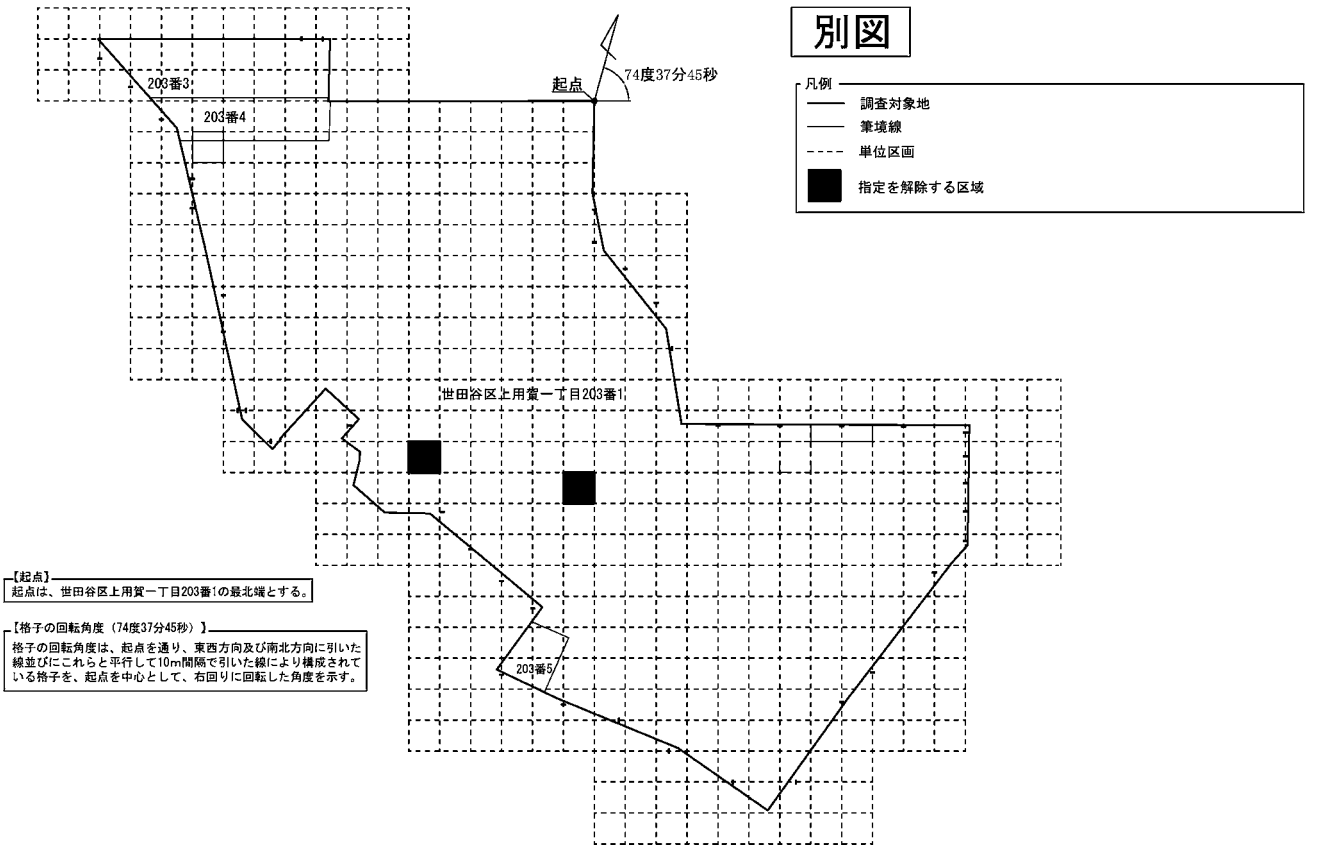
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



告 示（教）

●東京都教育委員会告示第四十一号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

令和四年七月十一日

東京都教育委員会

一 期日 令和四年七月十九日から同年八月四日まで

二 理由 工事に向けた準備のため

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年七月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市廻田町三丁目二十四番四及び同番五の各一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

三鷹市中原三丁目五百七十九番一
三鷹市深大寺二丁目一番四
聖建設株式会社
代表取締役 生駒 英則

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年七月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。 令和四年七月十一日 東京都知事 小 池 百合子		一 店舗名 （仮称）板橋蓮根計画 二 店舗所在地 板橋区蓮根二丁目三十五番地四の 一部ほか 三 設置者名 株式会社ファーストリテイリング 四 設置者住所 山口県山口市佐山一万七十七番 一 五 小売業を行う者の 氏名又は名称 株式会社ファーストリテイリング ほか一名 六 新設をする日 令和五年二月二十四日 七 店舗面積の合計 二千五百三十平方メートル 八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内 八十七台 九 駐輪場の位置及び 店舗内 二百五十台		十 収容台数 荷さばき施設の位 置及び面積 十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 十二 小売業を行う者 の開店時刻 十三 小売業を行う者 の開店時刻 十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 十七 届出日 十八 縦覧場所 十九 縦覧期間 二十 縦覧時間		店舗内 二十五平方メートル 店舗内 十七・六四立方メートル 午前九時 午後九時 午前八時三十分から午後九時三十 分まで 二箇所 店舗西側ほか 午前六時から午前八時三十分まで 令和四年六月二十三日 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号） 令和四年七月十一日から同年十一 月十一日まで。ただし、東京都の 休日に関する条例（平成元年東京 都条例第十号）に定める休日を除 く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。		正 誤		○令和四年五月十九日付東京都告示第七百五十三号 ページ一段一行 一 誤 一 正 一 中 九 大井町一丁目 大井一丁目 後から 一三 設立認可 施行認可 後から 八 及び品川区役所 の掲示板及び品 の掲示場 川区役所	
--	--	---	--	---	--	---	--	-----	--	--	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

